

一人ひとりの人権と個性が尊重され、 男女が共に輝く社会

第3次

西脇市男女共同参画基本プラン ～ パートナー ～

(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)

概要版

令和4(2022)年3月 西脇市

策定の趣旨

令和2(2020)年度に本市で実施した男女共同参画についての市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識に賛成しない市民の割合は増加しつつありますが、いまだ社会における様々な場面で男女不平等感が存在し、取り組むべき課題が見受けられます。

さらに、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得への影響等、様々な問題が露呈されることとなり、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

このような中、男女共同参画の推進により、女性をはじめ、支援を必要とする人が誰一人取り残されることのない社会の実現に向け、第2次プランを引き継ぎ、国の「第5次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」及び市民の意識・意見を踏まえ、「第3次西脇市男女共同参画基本プラン ～パートナー～」を策定します。

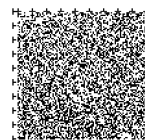
あわせて、DV被害者の早期発見と子どもを含むDV被害者支援のため相談体制のさらなる強化を図るとともに、DV防止のための若年層への教育・啓発の強化を目的として「第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」を策定します。

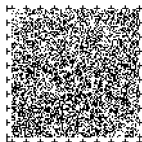
プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定する「市町村男女共同参画計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定により策定する「市町村推進計画」に該当するものです。

第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項の規定により策定する「市町村基本計画」に該当するものです。

※本冊子には、音声コードを付けています。各ページの音声コードを活字読み上げ装置で読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。





優先すべき取組

計画期間内に特に優先的に取り組むべき事項は次のとおりです。

1 女性の審議会等への登用や意思決定過程への参画促進

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画していくため、性別の偏りがなく、女性の参画を促進します。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力を容認しない社会認識を徹底し、防止対策、被害者支援などあらゆる暴力の根絶に向けた幅広い取組を推進します。

3 家庭など生活の場における男性の参画促進

男性の長時間労働の抑制や働き方改革を推進し、家事・子育て・介護等、生活の場への男性の参画促進を図ります。

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことを希望する全ての人々が、仕事と家事・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、仕事と家庭をバランスよく両立できるよう、職場環境の整備に向けた取組を推進します。

施策の体系

一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が性別にとらわれず、また、性の多様性を理解しながら、誰もが社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】

一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会

I 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

- 1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識啓発の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 3 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

II 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

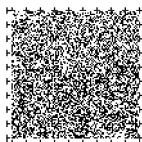
- 1 女性の活躍機会の拡大(女性活躍推進計画関係)
- 2 男性の家庭生活への参画促進
- 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 4 子育て支援の充実
- 5 障害のある人・高齢者等の介護負担の軽減

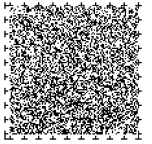
III 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

- 1 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大
- 2 家庭における男女共同参画の促進
- 3 地域活動・団体等の活動における男女共同参画の推進
- 4 職場における男女共同参画の推進
- 5 学校における男女共同参画の推進
- 6 防災・防犯における男女共同参画の推進
- 7 市の率先した男女共同参画の推進

IV 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

- 1 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進
- 2 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実
- 3 DV被害者への支援体制の整備





基本目標 I 人権尊重と男女共同参画の視点に立った社会づくり

- 性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）* による悪影響を生じさせないように、男女双方の意識改革と理解促進を図る必要があります。
- 性の多様性を認識し理解を深め、全ての人々の人権が尊重され、安全にそして安心して暮らせる社会となるよう、意識改革につながる啓発に取り組む必要があります。
- 家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野においても、性別によって差別しないという意識を醸成し、互いの人権を尊重し合うことによって、一人ひとりの尊厳が守られる社会を目指します。

▶主な取組

- 人権・男女共同参画に関する講演会等の実施
- LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)への理解促進
- 児童生徒の男女平等観や多様な性への認識の育成
- 女性の健康支援
- 暴力根絶に向けた予防学習の取組
- ハラスメント防止対策の推進

【数値目標】	指標	基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	76.6%	↗	83%
2	「LGBT等の性的マイノリティ(性的少数者)」を「内容も知っている」とする人の割合	-	↗	60%
3	市民向け男女共同参画啓発講座の開催回数	2回	↗	5回
4	女性に対する暴力根絶に関する講座等の開催回数	2回	↗	3回



*無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):無意識のうちに誰もが持っているバイアス(偏見)のこと。性差に関する例では、「女性は生まれつき数学の能力に欠ける、男性は育児が苦手である」などの行動・考え方がある。

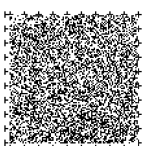
基本目標 II 女性が活躍できる社会の実現と男性の家庭生活への参画促進

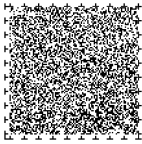
- 男女が責任を分かち合い、一人ひとりの個性を尊重するとともに、その人が持つ能力を引き出し、高めていくことが重要です。
- 家事・子育て・介護等の多くをいまだ女性が担っている現状を踏まえると、これらは男女が共に担うべき課題であると認識し、性別にかかわらず誰もが家事・子育て・介護等に参画できる環境を整備していく必要があります。
- 男女が共に働きやすい環境の整備、そして子育て支援や介護サービスなど、社会的支援体制の充実を図ります。

▶主な取組

- 就労・起業を希望する女性の支援
- 女性が持つ能力発揮の推進と学習機会の拡大
- 男性に対する意識向上のための啓発
- ワーク・ライフ・バランスセミナーの実施
- 企業等へ多様で柔軟な働き方の情報提供
- 子育てや介護に関する情報提供

【数値目標】	指標	基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
5	「仕事と自分の生活の両立ができている」とする市民の割合	76.5%	↗	79%
6	育児休業を取得したと回答する保護者(①母親、②父親)の割合	①39.0% ② 3.4%	↗	① 50% ② 5%
7	女性活躍企業表彰等受賞企業数	1社	↗	3社 令和8年度までの累計
8	女性の就労や起業に関するセミナー・個別相談の参加人数(オンライン参加含)	196人	↗	250人
9	男性の家事・育児参画促進事業の参加人数(オンライン参加含)	205人	↗	260人





基本目標Ⅲ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・ 審議会等において、女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定の場に女性の参画機会を確保します。
- ・ 地域社会での防災・防犯の取組を進めるに当たっては、子育てや女性に配慮した取組が行えるよう、特に女性の積極的な参画を推進します。
- ・ 男女共同参画社会のモデル職場となるよう、市役所において女性の管理職への登用を積極的に推進します。

▶主な取組

- 全ての審議会等への女性委員の登用
- 事業所・各種団体等における女性管理職の登用や方針決定の場への女性の参画促進
- 家事や子育て、介護等、男女が共に責任を果たせるよう、資料や学習機会等を提供
- 就業継続可能な職場づくりの取組について啓発
- 市役所における女性職員の管理職登用や職員の育児・介護休業等の取得促進

【数値目標】	指標	基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
10	審議会等における女性委員の登用率	28.9%	↗	40~60%
11	市役所における女性管理職の割合 (市役所全体)	27.5%	↗	30%
12	市役所における制度が利用可能な男性職員の ①配偶者出産休暇取得割合 ②育児参加のための休暇の取得割合	①53.3% ② 7.0%	↗	①80% ②30%



基本目標Ⅳ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶(第2次西脇市配偶者等暴力(DV)対策基本計画)

- ・ 誰もがあらゆる暴力を許さない意識を持ってDVの発生を予防するとともに、被害者をいち早く保護するための取組を推進します。

▶主な取組

- 暴力根絶に向けた予防学習
- 児童生徒へのデートDVに関する啓発
- 相談窓口の周知

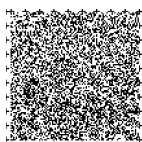
【数値目標】	指標	基準値 (R2年度)	方向	目標値 (R8年度)
13	デートDV防止、アンガーマネジメント出張授業実施校数(市内学校)	1校	↗	5校
14	DVの被害を受けたが誰にも相談しなかった(できなかった)人の割合(5年毎)	32.6%	↘	25%



各基本目標にSDGs*のゴール目標を設定しています。各ゴール目標の内容は以下の通りです。

ゴール3 すべての人に健康と福祉を	ゴール10 人や国の不平等をなくそう
ゴール4 質の高い教育をみんなに	ゴール11 住み続けられるまちづくりを
ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう	ゴール16 平和と公正をすべての人に
ゴール8 働きがいも経済成長も	ゴール17 パートナーシップで、目標を達成しよう

*SDGs(持続可能な開発目標):平成27(2015)年に国連が定めた17の目標のこと。「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼び掛けている。



発行

西脇市 男女共同参画センター
〒677-0057 兵庫県西脇市野村町茜が丘 16-1
西脇市茜が丘複合施設 Miraie
[TEL] 0795(25)2800 [FAX] 0795(25)2220
[ホームページ] <https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>

